平成30年度東京都税制調査会第2回 小委員会

[これまでの地方法人課税の偏在是正措置]

平成30年7月20日

「これまでの地方法人課税の偏在是正措置」 目次

資料名	頁
平成30年度与党税制改正大綱(「平成30年度税制改正の基本的考え方」一部抜粋)	1
地方法人課税の偏在是正措置及び分割基準の見直しによる都の影響額の推移	2
地方法人特別税・譲与税の廃止	3
法人住民税法人税割の交付税原資化の概要	4

平成30年度与党税制改正大綱(「平成30年度税制改正の基本的考え方」一部抜粋)

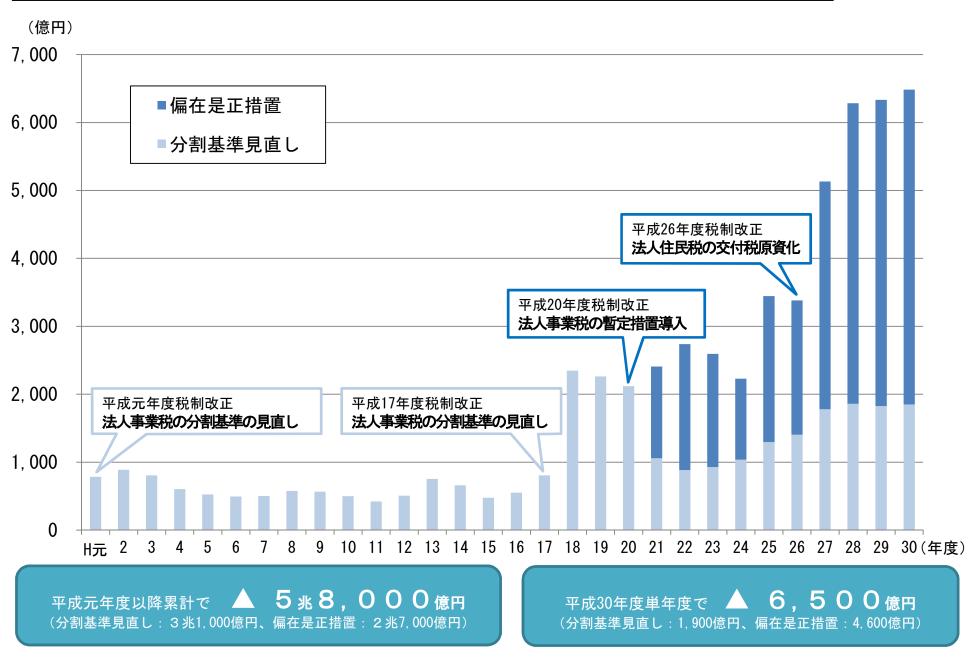
- 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方
 - 3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築
 - (3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 (前略)

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、<u>偏在性の小さい地方税</u>体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、<u>特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する</u> 新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人 事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

地方法人課税の偏在是正措置及び分割基準の見直しによる都の影響額の推移



注 東京都「国の不合理な措置に対する東京都の主張」(平成29年11月)をもとに作成。

地方法人特別税・譲与税の廃止

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

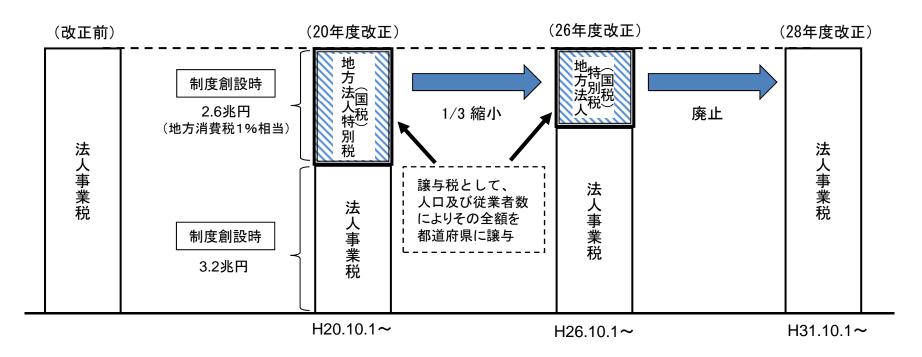


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、<u>税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置</u>として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税収全額を地方交付税原資化

